国立大学法人電気通信大学学長選考等規程

制定 平成18年3月29日規程第7号 最終改正 令和4年3月14日規程第57号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学学長選考・監察会議規程(以下「学長選考・監察会議規程」という。)第4条第1号及び第2号に掲げる学長の選考及び解任に関し、必要な事項について定めるものとする。

(選考の理由及び時期)

- 第2条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる場合に、学長予定者の選考を行う。
 - (1) 学長の任期が満了するとき。
 - (2) 学長が辞任したとき又は文部科学大臣により解任されたとき。
 - (3) 学長が欠員となったとき。
- 2 学長予定者の選考は、前項第1号に該当する場合には任期の満了する日の少なくとも 4か月前に、同項第2号又は第3号に該当する場合には速やかに開始しなければならない。

(学長の資格及び基準)

- 第3条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、国立大学法人として教育研究活動を 適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会 議が別に定める基準により、選考する。
- 2 学長選考・監察会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは、当該基準を 遅滞なく公表する。

(学長候補者の推薦)

- 第4条 学長選考・監察会議は、第2条第2項の規定により学長予定者の選考を開始する ときは、以下の各号に掲げる者に学長候補者の推薦を求めるものとする。
 - (1) 国立大学法人電気通信大学経営協議会規程第2条第3号に掲げる者
 - (2) 本学専任の役職員
- 2 前項第2号に掲げる者が学長候補者の推薦を行う場合には、5人以上の連名により行 うものとする。

(意向調査対象者の選出)

第5条 学長選考・監察会議は、前条により推薦のあった学長候補者のうちから、次条に 定める意向調査の対象者として3名以内を(以下「意向調査対象者」という。)選出す るものとする。ただし、推薦のあった学長候補者が1名の場合であって、学長選考・監 察会議が当該候補者を第3条に規定する資格及び基準を満たすものと認めた場合は、意 向調査を実施せず、当該候補者を第7条に定める学長予定者として選考する。

(意向調査)

- 第6条 学長選考・監察会議は、前条により選出した意向調査対象者について、次の各号 に掲げる者に対し、投票による意向調査を実施する。
 - (1) 学長

- (2) 常勤の理事
- (3) 専任の教授、准教授及び講師
- (4) 専門員以上の事務職員
- (5) 主任学術技師以上の教育研究技師
- (6) 特定教授、特定准教授及び特定講師の研究教育マネジメント職員 (学長予定者の選考)
- 第7条 学長選考・監察会議は、前条の意向調査の結果を参考として、学長予定者を選考 する。
- 2 学長選考・監察会議は、前項による選考の結果について、学長又はその代理者に報告 するとともに公表する。

(学長への再任要請に関する審議及び選考)

- 第8条 国立大学法人電気通信大学学長任期規程第2条第2項により、学長が4年の任期 満了後、再任されることができる場合の学長予定者の選考は、第4条から前条までの規 定にかかわらず、当該学長への再任要請の可否についての審議により行うものとする。
- 2 学長選考・監察会議は、当該学長への再任要請を出席委員の3分の2以上の賛成により行い、当該学長の再任の意思を確認する。
- 3 学長選考・監察会議は、当該学長に再任の意思がない場合及び再任要請の審議の結果、 3分の2以上の賛成が得られない場合は、第4条から前条までの規定に基づき、改めて 学長予定者の選考を行うものとする。
- 4 学長選考・監察会議は、第2項及び第3項による選考の結果について、速やかに公表 するものとする。

(解任申出の理由)

- 第9条 学長選考・監察会議は、学長が次の各号のいずれかに該当する場合には、文部科 学大臣に対して学長の解任の申出を行うことができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反があるとき。
 - (3) 職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き 職務を行わせることが適当でないと認められるとき。
- 2 学長選考・監察会議は、監事から学長の不正行為等について報告を受けたとき、又は 学長が前項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務 の執行の状況について報告を求めることができる。

(解任の要求及び審査)

- 第10条 本学専任の役職員は、50人以上の連名により、学長選考・監察会議に対して学 長の解任を要求することができる。
- 2 学長選考・監察会議は、前項の要求があった場合には、前条各号のいずれかに該当するか否かについての審査(以下「審査」という。)を行う。
- 3 前項に定めるもののほか、学長選考・監察会議は、学長が前条各号のいずれかに該当 するおそれがあると認めるときは、審査を行うことができる。

(弁明の機会等)

第11条 学長選考・監察会議は、審査を行う場合は、学長に対して書面又は口頭による弁

明の機会を与えなければならない。

2 学長選考・監察会議は、審査を行う上で必要があると認めるときは、意向調査を行うことができる。

(解任の決定)

第12条 学長選考・監察会議は、第10条に定める審査の結果、第9条第1項各号のいずれかに該当すると認めた場合には、文部科学大臣に対する学長解任の申出の決定を行う。ただし、この場合の議事は、学長選考・監察会議規程第7条の規定にかかわらず、出席委員の4分の3以上で決するものとする。

(規程の改正)

第13条 この規程を改正するときは、学長選考・監察会議の議を経なければならない。 (雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、学長の選考及び解任に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附則

この規程は、平成18年3月29日から施行する。

附 則 (平成23年6月21日規程第15号)

この規程は、平成23年6月21日から施行する。

附 則 (平成23年10月18日規程第46号)

この規程は、平成23年10月18日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日規程第7号)

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成25年9月3日規程第9号)

この規程は、平成25年9月3日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第39号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第47号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月14日規程第57号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。